

名寄市民文化センター（東館）基本使用料及び暖房料並びに冷房料

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
大会議室	使用料	1,540円	1,980円	2,420円	5,940円	
	暖房料	880円	880円	880円	2,640円	
大会議室A	使用料	770円	990円	1,210円	2,970円	
	暖房料	440円	440円	440円	1,320円	
大会議室B	使用料	770円	990円	1,210円	2,970円	
	暖房料	440円	440円	440円	1,320円	
小会議室	使用料	330円	440円	550円	1,320円	
	暖房料	220円	220円	220円	660円	
会議室	使用料	440円	660円	770円	1,870円	
	暖房料	330円	330円	330円	990円	
市民工芸室	団体使用料	1,210円	1,760円	1,980円	4,950円	
	個人使用料	110円	110円	220円	440円	
	暖房料	770円	770円	770円	2,310円	
多目的ホール	使用料	4,180円	5,940円	6,710円	16,830円	
	暖房料	2,530円	2,530円	2,530円	7,590円	
調理実習室	使用料	1,210円	1,650円	1,870円	4,730円	
	暖房料	660円	660円	660円	1,980円	
生活研修室	使用料	1,540円	1,980円	2,420円	5,940円	

	暖房料	880 円	880 円	880 円	2,640 円
生活研修室 (A)	使用料	770 円	990 円	1,210 円	2,970 円
	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320 円
生活研修室 (B)	使用料	770 円	990 円	1,210 円	2,970 円
	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320 円
営農研修室	使用料	660 円	880 円	1,100 円	2,640 円
	暖房料	440 円	440 円	440 円	1,320 円
視聴覚研修室	使用料	1,210 円	1,650 円	1,870 円	4,730 円
	暖房料	660 円	660 円	660 円	1,980 円

備考

- 1 冷房期間は、7月1日から8月31日までとし、暖房期間は、10月15日から4月30日までとする。ただし、これらの期間外において暖房及び冷房を使用する場合にも暖房料及び冷房料を徴収する。
- 2 時間区分の利用時間は、会場準備から終了後の後片付けに要する時間も含む。
- 3 市民工芸室の個人利用の場合は、暖房料を徴収しない。
- 4 物販等のために使用する場合の使用料は、当該施設の基本使用料に次の表の区分による割合を乗じて算出した額を加算した額とする。

区分	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等
営利目的の展示等（商品の展示その他営利を図り、又は営業活動に伴い、施設を利用するもの）	5 割	10 割
営利目的の物販（営利を図り、又は営業活動として物品等の販売を行い、若しくはこれを伴うもの）	10 割	15 割

- 5 利用者が営利を目的として次に掲げる表の左欄に定める額の入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に同表に定める割合を乗じた額を基本使用料に加算した額とする。

入場料等の額	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等

1,000 円以下の場合	—	5 割
1,000 円を超え 2,000 円以下の場合	5 割	10 割
2,000 円を超え 3,000 円以下の場合	10 割	15 割
3,000 円を超える場合	15 割	20 割

6 入場料等の額が 2 種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。

7 時間区分に定めのない時間に超過して利用した場合は、12 時から 13 時までの間の利用については、午後の使用料（附属設備及び備付物件の使用料並びに暖房料及び冷房料を含む。以下この項において同じ。）の 3 割に相当する額を、17 時から 18 時までの利用については、夜間の使用料の 3 割に相当する額を、22 時以降の利用については超過 1 時間（1 時間未満の場合は 1 時間とする。）につき、夜間の使用料の 3 割に相当する額を徴収する。午前 9 時以前に利用する場合は、1 時間につき夜間の使用料の 3 割に相当する額を徴収する。